

(様式 1-1)  
年 月 日

名古屋住宅供給公社 理事長

受託者  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について

標記の件について、次のとおり申し出ます。

委託名			
契約金額	円		
契約日	年 月 日		
履行期間	年 月 日から	年 月 日まで	

契約金額の変更	希望する / 希望しない
希望基準日	年 月 日

- 希望基準日は、日本国内における賃金水準の変動があり、履行期間内かつ履行開始日から 12 か月を経過した日（2 回目以降は前回の基準日から 12 か月経過した日）を記入してください。  
ただし、希望基準日以降の残りの履行期間が 2 か月以上あることが必要です。
- 契約金額の変更を希望しない場合は、希望基準日の記載は不要です。

(様式 1-2)

協議開始日 年 月 日

(受託者) 様

名古屋住宅供給公社 理事長

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について (協議)

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について、以下のとおり協議を申し出ます。また、同規定により基準日を定め、変動前残委託代金額、変動後残委託代金額及びスライド額を次のとおりとしたいので協議を開始します。

なお、ご異議のないときは、回答期日までに承諾書を提出してください。

委託名			
契約金額	円		
契約日	年 月 日		
履行期間	年 月 日から	年 月 日まで	

基準日	年 月 日
変動前残委託代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変動後残委託代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
スライド額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
契約変更予定時期	年 月 履行分から
回答期限	年 月 日

(様式2)

協議開始日 年 月 日

(受託者) 様

名古屋住宅供給公社 理事長

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について（協議）

年 月 日付で請求のあった「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について」について、賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定により基準日を定め、変動前残委託代金額、変動後残委託代金額及びスライド額を次のとおりとしたいので協議を開始します。

なお、ご異議のないときは、回答期日までに承諾書を提出してください。

委託名			
基準日	年 月 日		
変動前残委託代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)		
変動後残委託代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)		
スライド額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)		
契約変更予定期	年 月 履行分から		
回答期日	年 月 日		

(様式3)

年 月 日

名古屋住宅供給公社 理事長

受託者  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

承 諾 書

年 月 日付文書「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について（協議）」により協議があつたスライド額については、次のとおり承諾します。

委託名	
変動前残委託代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変動後残委託代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
スライド額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

(様式4)

年 月 日

(受託者) 様

名古屋住宅供給公社 理事長

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額（通知）

年 月 日付文書「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について（協議）」によりスライド額の協議をしましたが、協議が整わず、 年 月 の回答期日までに承諾をいただけませんでした。

つきましては、スライド賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項の規定により、スライド額を次のとおり定めましたので通知します。

委託名	
変動前残委託代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変動後残委託代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
スライド額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変更後委託代金の 適用時期	年 月 履行分から

(様式 5 )

協議開始日 年 月 日

(受託者) 様

名古屋住宅供給公社 理事長

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について（協議）

年 月 日付で請求のあった「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について」について、賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定により、次のとおり協議します。

委託名	
スライド額	0 円
理由	スライド額が対象契約金額の 100 分の 1 を超えないため。